

新上五島町地域防災計画書

【 震災対策編 】

令和2年1月修正

新上五島町

目 次

第1章 総論	
第1節 計画の趣旨	1
1. 計画の目的	
2. 計画の性格	
3. 計画の構成	
第2節 長崎県地震の想定	1
1. 長崎県地震発生想定検討委員会	
2. 長崎県地域防災計画見直し検討委員会	
3. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」	
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	17
1. 計画の趣旨	
2. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
第2章 地震災害予防計画	
第1節 防災町づくり計画	19
1. 耐震性の確保	
2. 地震に強い郷土の形成	
3. 建築物の安全化	
4. 地震防災緊急事業	
第2節 防災知識・思想の普及	20
1. 計画の趣旨	
2. 防災知識普及計画	
3. 相談窓口	
4. 防災関係機関	
第3節 自主防災活動	22
1. 自主防災組織の役割	
2. 町の指導・助成	
3. 事業所等の自主防災活動	
第4節 地震防災訓練の実施	26
1. 計画の趣旨	
第5節 防災業務施設の整備	28
1. 災害対策本部の空間・機能の整備	
2. 通信施設の整備	
第6節 避難地の整備	28
1. 避難地整備	
第7節 食料・生活必需品の備蓄	29
1. 食料・生活必需品の備蓄計画	

第3章 地震災害応急対策	
第1節 防災関係機関の活動	31
1. 町の活動	
2. 自主防災組織の活動	
第2節 情報活動	34
1. 計画の趣旨	
2. 情報の受理、伝達、周知	
3. 情報の収集	
4. 報告・要請事項の処理	
第3節 広報活動	38
1. 計画の趣旨	
2. 広報事項	
3. 広報の実施方法	
4. 住民等からの問い合わせに対する対応	
5. 住民等の情報入手方法	
第4節 緊急輸送活動	40
1. 計画の趣旨	
2. 緊急輸送対策の基本方針	
3. 緊急輸送の対象となる人員、物資等	
4. 輸送体制の確立	
第5節 自衛隊の支援要請	42
1. 計画の趣旨	
2. 自衛隊の支援	
第6節 広域応援	43
1. 広域応援要請	
2. 消防の支援	
3. 受援計画等の策定	
第7節 災害の拡大防止活動	45
1. 計画の趣旨	
2. 消防、水防活動	
3. 人命の救出活動	
4. 救急活動	
5. 被災建築物等に対する安全対策	
6. 二次災害の防止	
第8節 避難活動	48
1. 計画の趣旨	
2. 避難の勧告、指示	
3. 警戒区域の設定	
4. 避難の方法	
5. 災害時要援護者の避難	

6. 避難路の確保	
7. 収容者	
8. 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置	
9. 観光客対策	
10. その他	
第9節 社会秩序を維持する活動	52
1. 計画の趣旨	
2. 住民に対する呼びかけ	
3. 県に対する要請	
第10節 地域への救援活動	53
1. 計画の趣旨	
2. 食糧及び日用品の確保	
3. 給水活動	
4. 燃料の確保	
5. 廃棄物、し尿、ごみ等の処理	
第11節 医療救急活動	57
1. 計画の趣旨	
2. 町の医療救護活動	
3. 救護所及び救護病院の設置と役割	
4. 保健師・栄養士等による健康管理	
5. 医療施設への電気・ガス・水道の確保	
6. 防疫活動	
第12節 死体の捜索及び処理	59
1. 死体の捜索及び処理	
第13節 応急仮設住宅の確保	59
1. 計画の趣旨	
2. 応急仮設住宅の設置	
3. 応急仮設住宅の入居者の選定	
4. 住宅の応急処理	
5. 建築資材及び建築業者の調達、斡旋	
6. 建築相談窓口の設置	
第14節 福祉に対する対策	62
1. 町の体制	
2. 要配慮者に係る対策	
3. 社会福祉施設等に係る対策	
4. 障害者及び高齢者に係る対策	
5. 児童に係る対策	
第15節 応急教育活動	65
1. 計画の趣旨	
2. 応急教育計画の作成	

第16節 要配慮者に対する援助	66
1. 計画の趣旨	
2. 基本方針	
3. 実施事項	
第17節 町有施設設備及び防災関係機関の対策	66
1. 計画の趣旨	
2. 無線通信施設等	
3. 公共施設	
4. 防災関係機関	
第18節 自発的支援の受け入れ	68
1. ボランティアに係る対策	
第4章 地震災害復旧計画	
第1節 被災者の生活保護	70
1. 租税の徴収猶予及び減免	
2. その他	
第2節 義援金の募集、配分	70
1. 義援金の募集、配分	
2. 義援物資の受け入れ	
第3節 被災者の生活再建等の支援	71
1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付	
2. 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	
3. 被災者建築物の調査についての被災者への明確な説明	

第 1 章 総 論

第 1 節 計画の趣旨（総務課）

1. 計画の目的

この計画は、地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）の規定に基づき、新上五島町が作成する計画であり、新上五島町の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

新上五島町地域防災計画は、町をはじめ防災関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、風水害等一般の災害を対象として「一般計画編」と地震災害及び津波災害を対象とした「震災対策編」の両計画をもって構成する。

3. 計画の構成

この計画の構成は次の 4 章による。

- | | | |
|-----------|------------|---|
| (1) 第 1 章 | 総 論 | 計画の趣旨、地震想定及び防災関係機関の業務、大綱等計画の基本となるものとする。 |
| (2) 第 2 章 | 地震津波災害予防計画 | 平常時における地震対策とする。 |
| (3) 第 3 章 | 地震津波災害応急対策 | 地震災害発生後における震災対策とする。 |
| (4) 第 4 章 | 地震津波災害復旧計画 | 地震災害発生後における復旧対策とする。 |

第 2 節 長崎県地震の想定

1. 長崎県地震発生想定検討委員会

長崎県は、平成 7～9 年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

以下に、その検討結果について抜粋する。

(1) 県内に被害を及ぼす地震動の想定

県内の活断層で最大の規模が予想されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合であるが、この場合では島原半島、諫早・大村地区で震度5強～震度6強、長崎・西彼半島南部で震度4～6強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となることが予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、県内全域で、震度6弱～6強が予測される。

(2) 地震津波

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震（M8.4）によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792年の地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された島原の眉山の崩壊によるもので、地震により発生したものではない。

また、1960年のチリ地震津波（Mw9.5）では、全振幅（波高）が長崎湾の大波止230cm、女神160cm、深堀96cmを記録しているが、これは長崎湾の特徴的振動現象である周期40～50分の「あびき」現象を誘発し、増幅されたものである。

これらのほかに、対馬市周辺では1983年日本海中部地震（M7.7）と1993年北海道南西沖地震（M7.8）で微弱な津波が観測されているが、被害は発生していない。

以上のとおり県内での津波の被害の例は少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸部を持つ長崎県では、津波に対する防災を検討しておく必要がある。

長崎県地域防災計画【震災対策編】（平成30年6月修正）より抜粋

2. 長崎県地域防災計画見直し検討委員会

平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の発生を受けて、長崎県では、地域防災計画の見直しに着手し、「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」（以下、見直し検討委員会）を設置した。

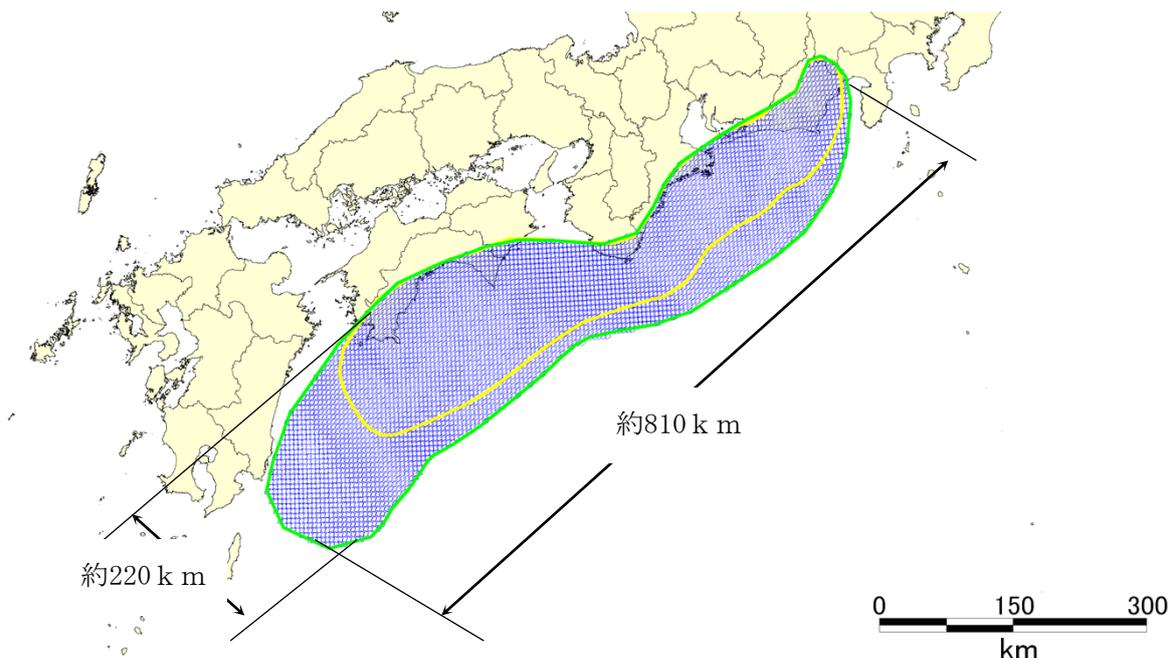
見直し検討委員会では、長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査を検証するとともに、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海、東南海、南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行い、平成24年4月「海溝型地震津波想定に関する報告書」を公表した。

以下に、本町の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

（1） 想定地震津波の設定

長崎県内に被害を及ぼす波源（震源）断層（4連動モデル）の諸元として、次のとおりである。

- ・地震の規模（モーメントマグニチュードMW）：9.0
- ・断層面積：1.14×10⁵（k m²）
- ・要素断層の大きさ：5 k m×5 k m
- ・要素断層数：約4,300
- ・要素断層のすべり量：平均8.51m（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）



(2) 地震についての検討内容

長崎県地域防災会議見直し検討委員会では、下記に示す11の地震について審議し、想定する津波波源を検討した。

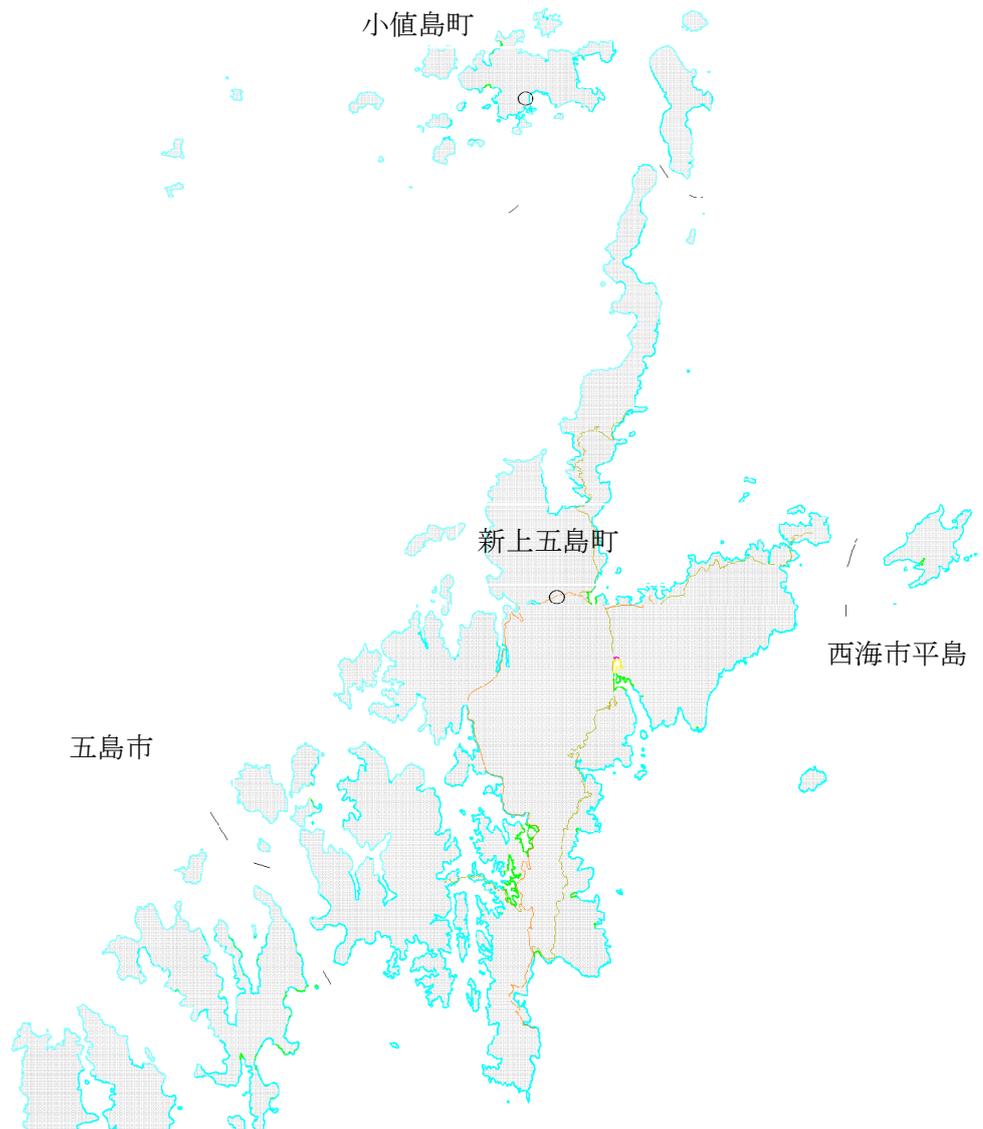
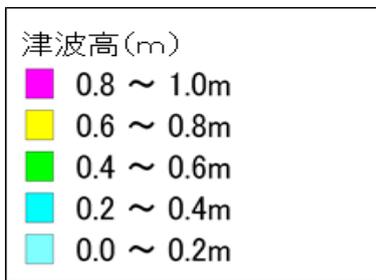
検討した地震	津波波源としての検討の判断
① 東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動	<p>■ 検討対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0 ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に波の高さが2倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかということがあり、やってみないとわからない。 港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということになって心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
② 橘湾～長崎（野母崎）半島付近の断層	<p>□ 検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10 キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20 キロ、30 キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
③ 対馬南方の断層（九州電力(株)の津波想定）	<p>□ 検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
④ 南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震（M8～M9）	<p>□ 検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング（太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み）がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをすると、データがないのでパラメータの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況等を見て必要に応じて評価することで良いのではないかと考える。

<p>⑤ 沖縄トラフ(東シナ海)の地震(M7)</p>	<p><input type="checkbox"/>検討対象としない。</p> <p>○ 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいいため、震源として想定しなくてよいと考える。</p>
<p>⑥ 黄海・東シナ海</p>	<p><input type="checkbox"/>検討対象としない。</p> <p>○ 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。</p>
<p>⑦ 日本海東縁の地震(M7～M8)</p>	<p><input type="checkbox"/>過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない)</p> <p>○ 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。</p> <p>○ 長崎県・宍岐には津波が来ても、過去の最大が30センチ程度であるから、過去の履歴から1メートル程度で防災対策をやっていくことでよいと考える。</p>
<p>⑧ 警固断層、西山断層等</p>	<p><input type="checkbox"/>過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない)</p> <p>○ 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。 また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。</p> <p>○ 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性はあるが、その場合でも波高は、十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。</p> <p>○ 揺れについては平成17年を参考にする。</p>
<p>⑨ チリ地震(M9.5)のような外国の巨大地震</p>	<p><input type="checkbox"/>過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない)</p> <p>○ チリ地震津波では長崎港で115センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。</p>
<p>⑩ 山体崩壊や海底火山噴火等の地震以外の要因</p>	<p><input type="checkbox"/>過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない)</p> <p>○ 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。 こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。</p>
<p>⑪ 平成17年度防災アセスメントでの想定地震(雲仙断層群等)</p>	<p><input type="checkbox"/>前回防災アセス結果で検討する(シミュレーションはしない)</p> <p>○ 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。</p>

(3) 浸水深と危険度

浸水深		深さの目安及び危険度		
		身体	建物	自動車
	0.00～0.15m 未満	足首までつかる深さ	床下浸水	0.1m程度でブレーキが効きにくくなる。
	0.15～0.50m 未満	膝までつかる深さ。 流れが（流速1m/秒程度）あれば0.3m程度でも歩行が困難となる。	床下浸水	0.3m程度でマフラーから水が逆流してエンジンに水が浸入。オートマチック車ではクラッチ板の剥離がおきる。
	0.50～0.80m 未満	腰までつかる深さ。 0.5mを超えると歩行が困難となる。1983年の日本海中部地震による津波では浸水深0.7mの津波で死亡者が出ている。	床上浸水 0.5m以上1.0m未満 で木造建物は軽微破壊	車が浮き、ドアの開閉が難しく、中に閉じ込められて、車とともに流出され、危険な状態
	0.80～1.20m 未満	胸までつかる深さ。	床上浸水 1.0m以上2.0m未満 で木造建物は半壊	
	1.20～2.00m 未満	足がつかない深さ。		
	2.00～5.00m 未満	足がつかない深さ。	床上浸水 2.0mで1階軒下まで浸水する程度。 5.0mで2階軒下まで浸水する程度。 2.0m以上で木造建物は全壊	

最大津波高分布図 新上五島町（初期潮位＝既往最大潮位 堤防等が機能しない場合）



(4) 最大水位、最大津波高 ※(1)、(2)の数値は、県のシミュレーションの数値

長崎県は、各自治体の市町庁舎に近く、同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される 27 地点の港で既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位とした、堤防等施設の機能条件別の最大水位・最大津波高及び津波の到達時間に関する計算を行っており、その結果を示す。

本町の最大津波高は 0.4~0.5m 程度、津波の到達時間は、120~160 分程度と予測される。

(1) 既往最大潮位が初期潮位の場合

最大津波高及び津波の到達時間一覧(堤防等施設が機能する場合)

港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の 隆起・沈降量 (m) ※1	津波の 到達時間 (分) ※2	最大津波の 到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m)	最大津波高 (m) ※3
有川港	1.76	0.00	156	316	2.14	0.38
奈良尾漁港	1.76	0.00	125	138	2.22	0.46

最大津波高及び津波の到達時間一覧(堤防等施設が機能しない場合)

港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の 隆起・沈降量 (m) ※1	津波の 到達時間 (分) ※2	最大津波の 到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m)	最大津波高 (m) ※3
有川港	1.76	0.00	155	316	2.16	0.40
奈良尾漁港	1.76	0.00	125	138	2.20	0.44

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T.P. (m))」 - 「初期潮位 (T.P. (m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

(2) 朔望平均満潮位が初期潮位の場合

最大津波高及び津波の到達時間一覧(堤防等施設が機能する場合)

港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の 隆起・沈降量 (m) ※1	津波の 到達時間 (分) ※2	最大津波の 到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m)	最大津波高 (m) ※3
有川港	1.26	0.00	156	316	1.62	0.36
奈良尾漁港	1.26	0.00	125	139	1.72	0.46

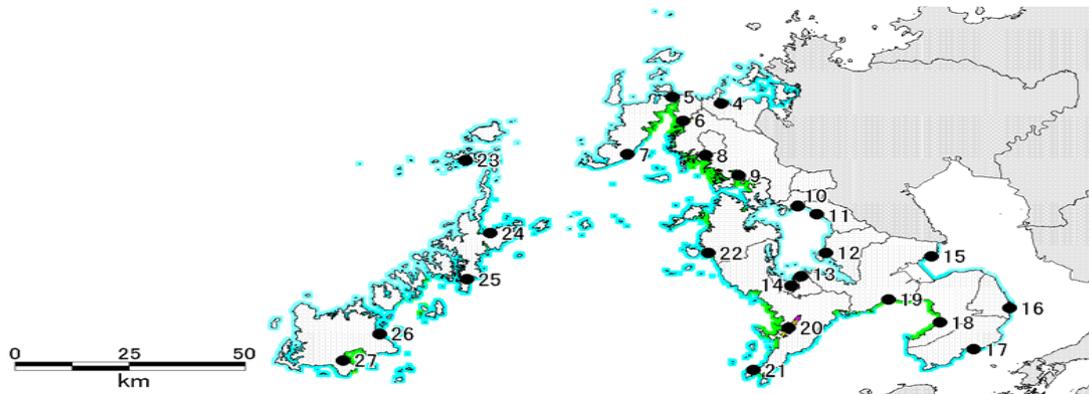
最大津波高及び津波の到達時間一覧(堤防等施設が機能しない場合)

港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の 隆起・沈降量 (m) ※1	津波の 到達時間 (分) ※2	最大津波の 到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m)	最大津波高 (m) ※3
有川港	1.26	0.00	187	317	1.62	0.36
奈良尾漁港	1.26	0.00	126	138	1.62	0.36

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T.P. (m))」 - 「初期潮位 (T.P. (m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



(5) 被害想定 ※(1)、(2)、(3)、(4)の数値は、県のシミュレーションの数値

本町における既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位とした、堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を行い、その結果を示す。

津波浸水による建物被害は既往最大潮位のと看、堤防等施設が機能する場合710棟、機能しない場合860棟となると予測され、浸水被害軽減効果は20%となる。また、朔望平均満潮のとき堤防等施設が機能しない場合に570棟と予測される。

津波浸水による人的被害は、津波の到着時間が五島沿岸では地震発生後、約2時間経過後であるため、適切に安全な場所に避難すれば死亡者0人と予測される。

(1) 既往最大潮位が初期潮位の場合(堤防等施設が機能する場合)

木造建物 (棟)				非木造建物 (棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)				堤防等 施設に よる 浸水被 害軽減 効果 (%) ※3
床下浸水 H < 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m ≤ H < 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m ≤ H < 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m ≤ H	床下浸水 H < 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m ≤ H		津波到達時間 による補正後 ※1		津波到達時間 による補正前 ※2		
							避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
170	150	230	10	40	110	710	0	0	(30)	(90)	20%

(2) 既往最大潮位が初期潮位の場合(堤防等施設が機能しない場合)

木造建物 (棟)				非木造建物 (棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)			
床下浸水 H < 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m ≤ H < 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m ≤ H < 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m ≤ H	床下浸水 H < 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m ≤ H		津波到達時間 による補正後 ※1		津波到達時間 による補正前 ※2	
							避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い
200	180	280	20	50	130	860	0	0	(40)	(110)

(3) 朔望平均満潮位が初期潮位の場合(堤防等施設が機能する場合)

木造建物 (棟)				非木造建物 (棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)				堤防等 施設に よる 浸水被 害軽減 効果 (%) ※3
床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H <1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H <2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H		津波到達時間 による 補正後 ※1		津波到達時間 による 補正前 ※2		
							避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
130	110	110	0	40	70	460	0	0	(20)	(60)	20%

(4) 朔望平均満潮位が初期潮位の場合(堤防等施設が機能しない場合)

木造建物 (棟)				非木造建物 (棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)			
床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H <1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H <2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H		津波到達時間 による 補正後 ※1		津波到達時間 による 補正前 ※2	
							避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い
160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数(なお、この数値については、長崎県が算出した数値を用いている。)

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)

$$= \{1 - (\text{堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数}) / (\text{堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数})\} \times 100$$

(6) 津波浸水予測

長崎県においては、津波予測解析により、津波の陸域への遡上による最大浸水深を求め、浸水予測図として整理し、県内全ての海岸について、既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位とした堤防施設の条件別に津波浸水予測図を作成している。

(7) 建物被害の予測 (県の防災会議資料から抜粋) ※中央防災会議でも使用。

津波による建物被害は、過去の被害事例より建物被害及び他の被害も含めて構造別に津波高(浸水深)と被害程度の間をまとめている。(表 津波高と被害程度 参照)

なお、被害の程度には建物の強度は考慮されていない。

表 津波高と被害程度（津波による被害の目安として用いる。）

津波強度	0	1	2	3	4	5
津波高 (m)	1	2	4	8	16	32
津波形態	緩斜面	岸で盛上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に 砕波を伴う ものが増える。	第一波でも 巻き波砕波を 起こす。	
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐			
音響			全面砕波による連続音 (海鳴り、暴風雨)			
				浜での巻き波砕波による大音響 (雷鳴。遠方では認識されない)		
					崖に衝突する大音響 (遠雷、発破。かなり遠くまで聞こえる)	
木造家屋	部分的破壊		全面破壊			
石造家屋	持ちこたえる		(資料無し)		全面破壊	
鉄・コン・ビル	持ちこたえる			(資料無し)		全面破壊
漁船			被害発生	被害率50%	被害率100%	
防潮林被害 防潮林効果	被害軽微 津波軽減		潮流物阻止	部分的被害 潮流物阻止	全面的被害 無効果	
養殖筏	被害発生					
沿岸集落			被害発生	被害率50%	被害率100%	
打上高(m)	1	2	4	8	16	32

出所) 首藤伸夫「津波強度と被害」
(1992年、津波工学研究報告第9号 101-136)

用語集

※ 「2. 長崎県地域防災計画見直し検討委員会」内で使用した主な用語を以下に示す。

モーメントマグニチュード MW	地震の破壊エネルギーの大きさを表す尺度。 また、その数値。地震を起こした断層運動の強さから算出する。 地震計の針の揺れから算出するマグニチュードよりも地震そのものの規模を正確に表す。
アスペリティ	震源断層面に広がる地下には普段は強く固着している領域と比較的すべりやすい領域があり、強く固着している領域を固着域あるいはアスペリティという。
(しんすいしん) 浸水深	浸水深とは浸水域の地面から水面までの深さです。
最大水位 (T.P. 基準)	津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面 (T.P.) からの高さで表した水位。
最大津波高	津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したものの。「最大水位 (T.P. 基準) - 初期潮位 (T.P. 基準) - 地盤の隆起・沈降量」で表される。
(きおうさいだいちょうい) 既往最大潮位	各検潮所で、潮位の観測開始から現在までの期間に記録された最高の潮位のこと。
(さくぼうへいきんまんちょうい) 朔望平均満潮位	大潮時 (朔・望) 前後 5 日での最高潮位を 1 年以上の期間で平均した潮位。
初期潮位 (T.P. 基準)	海水面を計算開始時の東京湾平均海面 (T.P.) からの高さで表した海水位。
津波強度	津波の強さ (エネルギー量)
水の壁	地震のとき、津波がある程度の高さになり、壁のようになる。
(さいは) 砕波	津波が沖合いから浅瀬に到達した際、先頭の津波が崩れる状態。
(まきなみさいは) 巻き波砕波	津波が大きい場合、浅瀬付近で津波が巻いて崩れてくる状態。

3. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」

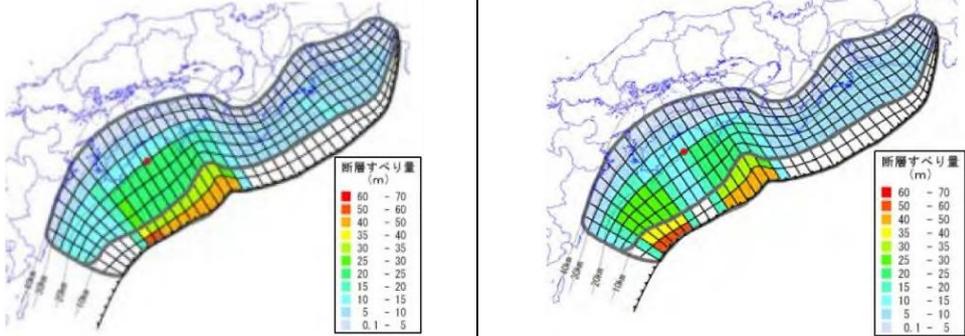
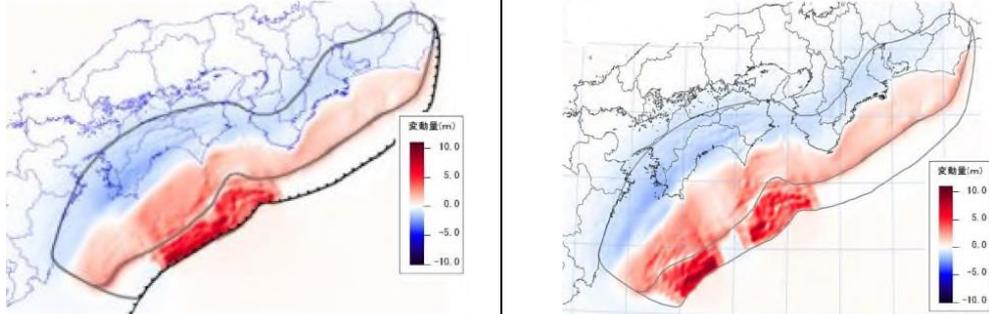
長崎県では、平成 26 年 3 月 31 日に、これまでの県独自の調査結果や内閣府から公開された南海トラフの巨大地震調査報告を踏まえ「津波浸水想定（第 1 版）」を公表した。

また、平成 28 年 10 月 31 日に、日本海における大規模地震に関する調査検討会の調査報告を踏まえ「津波浸水想定（第 2 版）」を公表した。

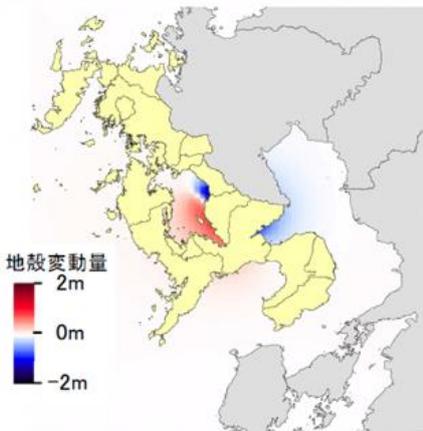
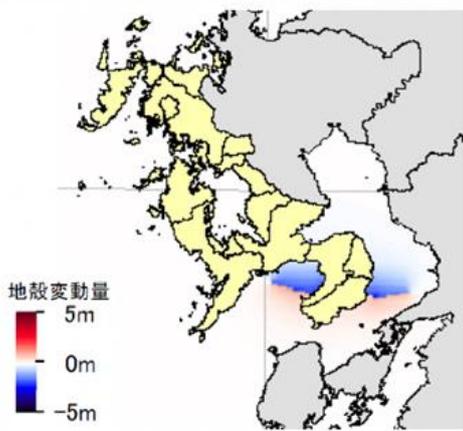
(1) 最大クラスの津波の選定

平成 26 年 3 月に長崎県が公表した、長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される 5 つの津波断層モデルに加え、第 2 版では、国土交通省・内閣府・文部科学省が平成 26 年 8 月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側による津波断層モデルを選定した。

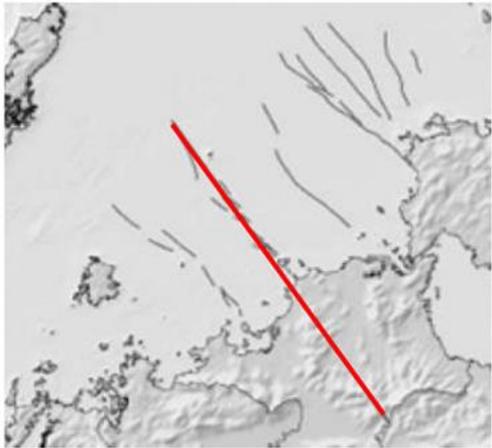
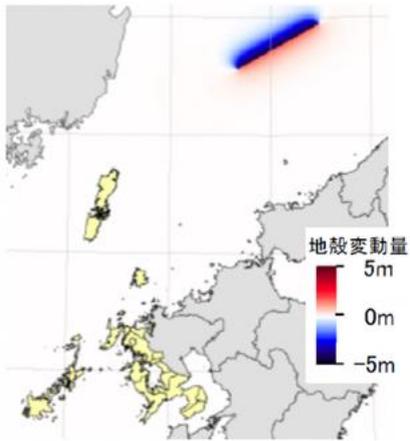
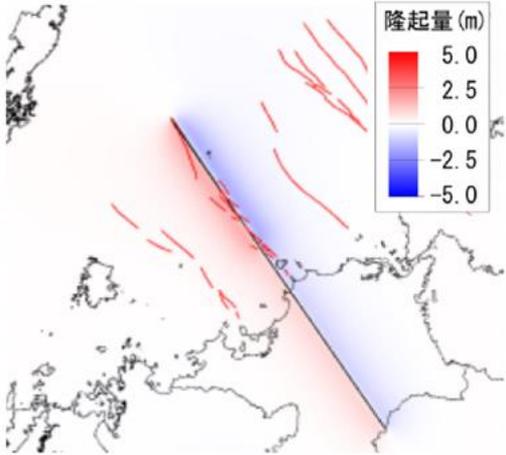
選定した最大クラスの津波断層モデル〔海溝型地震〕

対象津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	ケース 5	ケース 11
マグニチュード	Mw=9.1	
使用モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	
概要	説明	○内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。
	震源域	
	地盤の変動量鉛直方向分布	

選定した最大クラスの津波断層モデル〔活断層型地震〕（1）

対象津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
	大村-諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	
マグニチュード	Mw=6.7	Mw=7.1	
使用モデル	長崎県モデル		
概要	説明	<p>○ 平成 18 年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。</p> <p>○ 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。</p>	
	震源域	 <p>「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆</p>	 <p>「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆</p>
	地盤の変動量分布	 <p>地殻変動量 2m 0m -2m</p>	 <p>地殻変動量 5m 0m -5m</p>

選定した最大クラスの津波断層モデル〔活断層型地震〕（2）

対象津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による 想定地震津波	活断層型地震 「日本海における大規模地震に関する 調査検討会」公表（H26.8.26）による 想定地震津波
	対馬海峡東の断層	西山断層及び北方延長部の断層 （F60）大すべり左側
マグニチュード	Mw=7.4	Mw=7.6
使用モデル	佐賀県（H22）モデル	日本海における大規模地震 に関する調査検討会モデル
概要	説明	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県（H22）」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。
	震源域	○ 国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討されたモデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。
	地盤の変動量分布	
	 <p>「新編日本の活断層、活断層研究会（1991）」より抜粋、加筆</p>	 <p>「日本海における大規模地震に関する調査検討会、国土交通省（2014）」より抜粋、加筆</p>
	 <p>地殻変動量 5m 0m -5m</p>	 <p>隆起量（m） 5.0 2.5 0.0 -2.5 -5.0</p>

(2) 本町の津波浸水想定

長崎県が想定している最大クラスの津波をもたらすとされる津波断層モデル6ケースのうち、本町への影響が想定される断層モデル及び想定最高津波水位等は以下のとおりである。

断層モデル	地域海岸区分	影響開始時間 (分)	最大津波到達時間 (分)	最高津波水位 (T.P.+m) ※
南海トラフ ケース 5	五島沿岸	85	150	3
南海トラフ ケース 11		87	150	3
対馬海峡東 の断層		151	169	3
雲仙地溝南縁 東部断層帯と 雲仙地溝南縁 西部断層帯の 連動		67	78	2
西山断層及び 北方延長部の 断層 (F60) 大 すべり左側		151	169	3

※標高は東京湾平均海面からの高さ (単位: T.P.+m)

(3) 津波浸水想定図

長崎県では、県内の全ての沿岸で、最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域及び水深を示した、津波浸水想定図を公表している。

(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/kouwan-kowan-kuko/>)

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（関係機関）

1. 計画の趣旨

町及び防災関係機関が新上五島町地域地震の防災対策として実施する事務又は大綱を示すものである。

2. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関はそれぞれ新上五島町地域地震の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務、又は業務の大綱は次のとおりである。

(1) 町

- ① 地震防災に関する組織の整備
- ② 自主防災組織の育成指導
- ③ 防災知識・思想の普及等住民の地震対策の促進
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 地震防災のための施設等の緊急整備
- ⑥ 災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報を含む）の収集伝達
- ⑦ 災害広報
- ⑧ 避難勧告、指示
- ⑨ 水防その他の応急措置
- ⑩ 被災者の救助
- ⑪ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- ⑫ 消防活動及び浸水対策活動
- ⑬ 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- ⑭ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- ⑮ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- ⑯ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備
- ⑰ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧
- ⑱ その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置

(2) 県

- ① 地震防災に関する組織の整備
- ② 自主防災組織の育成指導
- ③ 防災知識・思想の普及等県民の地震対策の促進
- ④ 防災訓練の実施

- ⑤ 地震防災における施設等の緊急整備
- ⑥ 地震に関する災害予警報等情報の収集伝達
- ⑦ 災害広報
- ⑧ 避難勧告、指示に関する事項
- ⑨ 水防その他の応急措置
- ⑩ 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整
- ⑪ 災害救助法に基づく被災者の救助
- ⑫ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置
- ⑬ 市町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整
- ⑭ 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- ⑮ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- ⑯ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- ⑰ 緊急輸送の確保及び緊急車両の確認
- ⑱ 交通規制
- ⑲ 犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置
- ⑳ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備
- ㉑ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧
- ㉒ その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災町づくり計画（総務課、建設課）

地域の特性に配慮しながら、郷土の特徴を生かした「地震に強いまちづくり」を行っていくものとする。

1. 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ① 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - ② 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2. 地震に強い郷土の形成

- (1) 町は、地震防災緊急事業計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進しに、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保するものとする。
- (3) 道路、公園等の施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能するよう努めるものとする。
- (4) 避難路となる主要道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

3. 建築物の安全化

- (1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設についての耐震性の確保及び不燃化に努める。
- (2) 薬品を管理する施設、災害危険が予想される施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保に努める。
- (3) 建築物の落下防止対策及びブロック塀等の安全化を図る。

4. 地震防災緊急事業計画

(1) 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- ⑦ 公共医療機関等の病院のうち地震防災上、改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち地震防災上、改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小・中学校のうち地震防災上、改築又は補強を要するもの
- ⑩ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- ⑪ 津波による被害を防止し避難路を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- ⑫ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑬ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑭ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑮ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- ⑯ 非常用飲料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑰ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護施設又は資機材
- ⑱ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2節 防災知識・思想の普及（総務課・教育委員会）

1. 計画の趣旨

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、町民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

そのため町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導する。

2. 防災知識普及計画

パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、インターネット及び報道

機関等の媒体を活用し広く普及を図る。

啓発における重点事項

- ① 平常時の心得に関する事項
 - 食料・飲料水の備蓄
 - 非常持ち出し品の準備
 - 家具の転倒防止対策
 - 災害危険箇所・区域の確認
 - 避難方法、避難場所、家族間の連絡方法の確認
 - 建築物の耐震化・付属する塀等の安全性確保の重要性
 - ② 地震発生時の心得に関する事項
 - 様々な条件下におけるとるべき行動
 - 避難場所での行動
- (1) 町民に対する防災知識・思想の普及
- 町は、地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識・防災対応等について啓発する。
- ① 地震・津波に関する基礎知識
 - ② 避難に関わる用語（津波警報、避難指示等）の意味と内容
 - ③ 各地域の地震・津波の危険性、過去の被災状況と教訓
 - ④ 地震発生時の行動指針等の応急対応
 - ⑤ 災害危険区域等に関する知識
 - ⑥ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
 - ⑦ 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備
 - ⑧ 応急手当等看護に関する知識
 - ⑨ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援体制
 - ⑩ 防災アセスメント結果の公表、周知
- (2) 町職員に対する教育
- 町職員として、行政を進めるうえで積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行う。
- ① 地震・津波に関する基礎知識
 - ② 新上五島町防災計画と町が実施している地震・津波対策
 - ③ 地震が発生した場合に、町職員が具体的にとるべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）
 - ④ 地震・津波対策の課題その他必要事項
- (3) 教職員研修及び児童生徒に対する教育

①教職員の研修

町教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を通して、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

②児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、町教育委員会は、町立幼稚園、町立小・中学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

③学校における防災訓練

学校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 相談窓口

町は、それぞれの課において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

総務課…総括的な事項

建設課…建築物等に関する事項

その他の事項については、本編記載の担当課のとおりとする。

4. 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの所掌する事務、又は業務に関する地震防災応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行うものとする。

第3節 自主防災活動（総務課）

1. 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から地震発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。

このことから、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、町と協力して防災活動を行うものとする。

(1) 平常時から実施する事項

- ① 地震防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い（防災対策、災害時の避難方法や連絡方法など）
- ④ 各地域における避難地、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等の生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 各地域の災害時要救護者及び避難支援の方法の確認

(2) 地震発生時に実施する事項

- ① 地震・津波情報の正確な把握
- ② 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施
- ④ 負傷者の応急手当及び軽症者の救護
- ⑤ 初期の救出、救護
- ⑥ 適切な避難（津波の場合は、避難の呼掛け・避難の率先）
- ⑦ 自力による生活手段の確保
- ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援

(3) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

町は、県・町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成 27 年 3 月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

(4) 組織の編成体制

住民の防災活動推進上最も適正な規模で地域単位で編成し、その設置においては、下記事項に留意の上、住民と協議して実施する。

① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(5) 組織づくり

既存の地区長・駐在員等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、男女共同参画の視点を踏まえつつ、次のような方法により組織づくりをする。

① 地区長・駐在員等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

③ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(6) 地域防災リーダーの育成

町は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

① 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、自治組織、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。

② 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が、新たな地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。

③ 地域防災リーダーが、地域や団体内だけでなく、相互に情報を共有し連携して活動できるよう支援する。

(7) 自主防災組織の活動

① 防災知識の普及・啓発活動

町は、住民ひとり一人が正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対し研修会等を実施し、平常時及び地震発生時の活動、任務等について確認しておく。

○ 地震・津波に関する基礎的な知識

○ 災害危険箇所の把握

○ 情報収集、伝達体制

○ 初期消火、出火防止対策

○ 救出救護対策

○ 避難誘導対策

○ 避難行動要支援者対策

② 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、地震発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- 総務部 ○ 情報部 ○ 消火部 ○ 避難誘導部
- 救出救護部 ○ 給食給水部

③ 防災訓練の実施

町は、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校、事業所、ボランティア団体等と有機的な連携を図るとともに、市町村単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、中でも高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

津波浸水の恐れのある地域では、各地域の状況を踏まえた実践的な津波避難訓練を実施するものとする。

- 情報の収集及び伝達の訓練 ○ 出火防止及び初期消火の訓練
- 避難訓練 ○ 救出及び救護の訓練
- 炊き出し訓練

④ 防災資機材の定期点検

町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災資機材の整備及び点検を定期的に行う。

⑤ 地域内外の他組織との連携

各自主防災組織は、防災訓練の実施等を通じて、地域内の学校、事業所、コミュニティ組織と日頃から連携を密にし、災害時の相互支援のあり方についての共通認識の形成を図る。

また、地域を超えた自主防災組織間のネットワークを構築し、情報や人的交流を通じて、活動の充実を図る。

⑥ 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進し、消火、救出、救護のための資機材の充実を図る。

2. 町の指導・助成

町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用し、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

(1) 自主防災組織の組織化促進

町は、各地域内の組織化に向けて年次計画を作成し積極的に取り組んでいく。

(2) 自主防災組織研修会

県等が行う研修会に積極的に参加させ地域防災組織のリーダーを育成する。

3. 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努める。

事業所における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じ、次のものについて行う。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 防災訓練 | ② 従業者等の防災教育 |
| ③ 情報収集、伝達体制の確立 | ④ 火災その他災害予防対策 |
| ⑤ 避難対策の確立 | ⑥ 応急救護等 |
| ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 | |

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

特に、地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、次の自主防災活動を行うものとする。

- 来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業員等の教育

また、町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は、連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

第4節 地震防災訓練の実施（総務課）

1. 計画の趣旨

町、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した訓練を実施する。特に震災に備えて、以下の点を基本として防災訓練に取り組んでいく。

- ① 一体的な災害応急対策

防災関係機関それぞれの地域防災計画、防災業務計画に従い、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努める。

各機関においては、それぞれが保有している資機材等の特性と機動力を生かしながら訓練を実施していく。

- 地震発生に備えた防災関係機関の人員、資機材等の配備及び操作訓練
- 消防、警察、自衛隊、海上保安庁等防災機関の相互連携、相互支援による同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、医療機関への搬送等の訓練

- 避難所の設置及び運営、給食及び給水の円滑な実施に必要な訓練
- ② 情報収集・伝達

情報混乱防止を配慮し、迅速かつ的確な災害関係情報の収集及び伝達、広報訓練を実施する。

 - 防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等との間における的確な災害関係情報の収集、伝達、広報訓練
 - 非常通信協議会相互間における情報伝達訓練
 - パソコンネットワーク等を活用した情報伝達訓練
- ③ 緊急輸送路の確保

防災機関の相互連携のもとに、陸上・海上の交通渋滞及び混雑に対する緊急輸送路の確保、応急対策要員等の緊急輸送及び交通規制訓練を実施する。

 - 道路の啓開及び復旧、放置車両などの撤去、緊急輸送路確保のための車両流入規制、船舶の入港制限等の交通規制訓練並びに緊急輸送訓練
 - 車両、船舶、航空機など多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮し相互の連携を重視した緊急輸送訓練、さらに広域的な緊急輸送訓練
- ④ ライフラインの確保
 - 電気、ガス、水道、通信等のライフラインが、広範囲にわたり長期間使用できないことに対し、地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機関の点検とその使用方法の習熟等の訓練
 - ライフライン施設における相互応援協定を含んだ応急復旧等の訓練
 - 住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練
- ⑤ 非常参集体制の確立

役場庁舎が重大な被害を受けた場合、公共交通機関が途絶した場合等を想定し、災害対策要員の確保と災害対策本部体制の早期確立のための訓練の実施に努める。

 - 災害対策本部への本部要員の参集、本部の設置、運営の訓練
 - 災害対策本部との連携を考慮し、実態に即した情報収集、伝達、応急対策の実施等の訓練
- ⑥ 一般住民の参加

防災に関する正しい知識を身につけ、災害に対して的確な行動がとれるように、住民の主体的、実践的な訓練への参加を推進し、自主防災組織を中心とした企業、学校ボランティア等の参加、協力による地元密着型の訓練を実施する。

 - 地域住民が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出、応急救護、給食・給水災害関係情報の収集

- 伝達・広報等の訓練
- 高齢者、障害者等や在日外国人、児童・生徒に重点を置いた避難・誘導訓練
- 救援活動、救援物資等の支援の受け入れ等に係る、地域住民と参加ボランティア、ボランティア相互間の協力による訓練

第5節 防災業務施設の整備（総務課）

1. 災害対策本部の空間・機能の整備

災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受け入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

2. 通信施設の整備

連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める。

第6節 避難地の整備（総務課）

1. 避難地整備

地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、災害に対する安全性及びその管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難地の指定を行う。

避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

注)緊急的・一時的に避難する避難地を「避難場所」、避難生活を送る避難地を「避難所」という。

- ① 避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。
- ② 地域防災計画に避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備に努める。

特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努める。

また、避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

- ③ 補助や介護を要し一般の避難所では生活困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制の整備に努める。
- ④ 指定された避難場所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- ⑤ 指定された避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- ⑥ 避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

第7節 食料・生活必需品の備蓄（福祉課）

1. 食料・生活必需品の備蓄計画

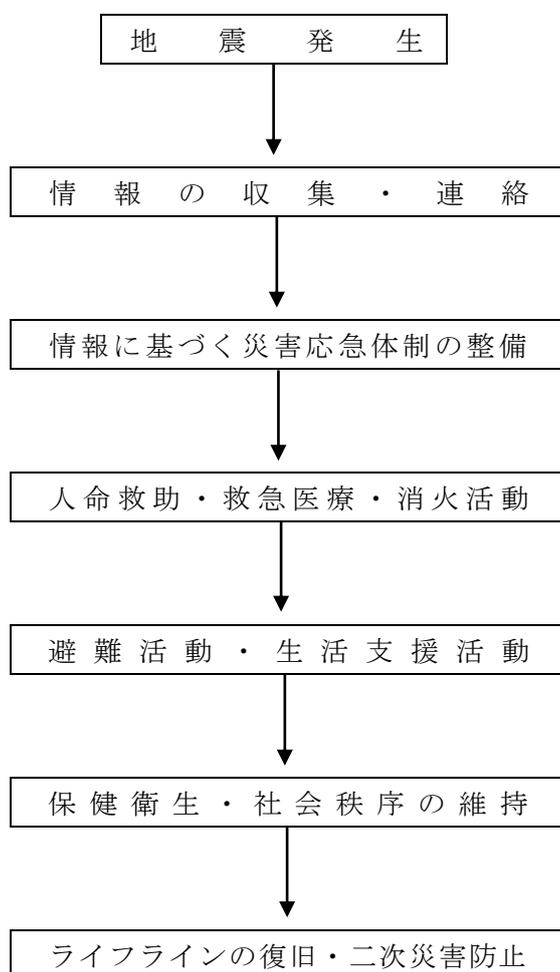
地震などによる災害発生時には、道路の被災等により物資の輸送や調達が平常時のようには実施できなくなり、食料や生活必需品の確保が著しく困難となることが予想される。このため、町のみならず、住民一人ひとりが災害に関する意識を高め生活に最低限必要な物資を日頃から備蓄しておくことが必要である。

町は住民に対し災害時に迅速に食料及び生活必需品を供給するために、「新上五島町災害時備蓄計画」に基づき、必要物資の備蓄を行う。

第3章 地震災害応急対策

災害応急対策計画は、地震の発生に際して、その機能を有効・適切に発揮し、町民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

(災害応急対策)



第 1 節 防災関係機関の活動（総務課）

各機関は、町内において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、各防災関係機関はその組織及び機能の総力をあげて災害復旧活動を実施していくものとする。

1. 町の活動

町内に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づきその責務を遂行するため、災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

また、災害応急対策を実施しつつ、災害時においても優先的に実施すべき行政サービスを提供するため、業務継続計画（BCP）の策定に努め、災害時における速やかな業務の再開・継続を図る。

なお、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について盛り込むものとする。

町内に災害救助法が適用されたときは、知事の指示を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

（1）地震発生初期の措置

総務課長は、町内で震度 4 の地震が発生した場合、又は長崎県西方に津波注意報が発表された場合、次の措置を講ずる。

- ① 災害警戒本部を設置し、地震及び気象に関する情報の収集、町内の災害状況を把握する。
- ② 被害状況等を整理し、速やかに副町長を経由して町長に報告するとともに、県災害警戒五島地方本部等の関係機関に連絡する。

（2）新上五島町災害対策本部

新上五島町災害対策本部の組織及び編成等は、「新上五島町災害対策本部条

例」の定めるところによるものとする。

① 設置基準

(ア) 町内に震度4の地震が発生、又は長崎県西方に津波注意報が発表され、町長が必要と認めたとき。

(イ) 町内に震度5弱以上の地震が発生あるいは長崎県西方に大津波警報・津波警報が発表された場合。

新上五島町災害対策本部を設置した際は、速やかに県災害対策五島地方本部の関係機関に報告する。なお、解散したときも同様とする。

② 廃止基準

(ア) 町内の災害の危険が解消したとき。

(イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。

③ 災害対策本部設置の場所

本部長が指定する場所とする。

④ 災害対策本部の所掌事務

本部の所掌事務については、「一般計画編・第3章・第1節6」のとおりである。

(3) 職員動員配備

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、消防本部については、消防長の定めるところによる。

職員の配備体制については、「一般計画編別紙6-1、別紙6-2」のとおりである。

なお、特別配置として、本部長が指定した部をもって編成して防災活動を実施する。

① 動員の具体的計画

動員を要する各部は、動員の系統、順位、連絡の方法等について具体的に計画しておくものとする。

(ア) 動員の系統

ア 動員の系統は以下の系統図のとおりとし、震度4の地震発生の際には「警戒本部員」(町長が必要と認める時は「第1配備」)、震度5強及び大津波警報発表に対しては、「第2配備」、震度6弱以上に対しては、「第3配備」とする。

イ 各部においては、第1配備から第3配備までの体制を組織しておき、各職員並びに各消防団員に対して周知、徹底を行う。

(イ) 動員の留意事項

ア 震度6弱以上における第3配備までの体制は、全職員並びに全団員とするが、応急活動に従事する職員の人員については、登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を各部において計画しておくこととする。

イ 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁するものとする。

《 災害発生時の初動及び情報伝達体制 》



	参集方法	参集人員
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○震度4以上発生 ○津波警報等発表 <ul style="list-style-type: none"> ・認知したときは、自主登庁 ○災害対策本部待機者が、電話、防災無線で呼び出す 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震 <ul style="list-style-type: none"> 【災害警戒本部】 ・震度4 警戒配備 (本部長が必要と認めた際は第1配備) 【災害対策本部】 ・震度5弱 第1配備 ・震度5強 第2配備 ・震度6弱 第3配備 ○津波 <ul style="list-style-type: none"> 【災害警戒本部】 ・津波注意 警戒配備 【災害対策本部】 ・津波警報 第1配備 ・大津波警報 第2配備

《 系 統 図 》



2. 自主防災組織の活動

- (1) 町の対策本部と密接な連携のもとに、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行う。
- (2) 出火の防止に努める。
- (3) 防災用資機材の点検を行う。
- (4) 避難誘導等の指導にあたる。
- (5) 救出救護活動にあたる。
- (6) 給食給水活動を実施する。
- (7) 各家庭へ呼びかけ二次災害の防止、出火防止等に努める。

第2節 情報活動（総務課）

1. 計画の趣旨

地震発生における各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

なお、災害発生に即応して、情報の収集・整理・伝達等が機能できるように、あらかじめ情報担当者を選定し、速やかに配置できる体制とする。

2. 情報の受理、伝達、周知

- (1) 地震情報等の受理
 - ① 県災害対策本部から伝達される地震情報の受理は、新上五島町災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は総務課）において受理する。
 - ② 震度情報ネットワークシステム

新上五島町役場に設置された地震計により、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。

(2) 地震情報等の伝達、周知

情報の伝達は、次の手段を活用して周知徹底を図る。

① 防災行政無線

主として、県と市町間及び町民への伝達に用いる。

② その他の無線及び有線電話等

あらゆる無線通信を用いるほか、消防無線、有線電話、ホームページ等を用いて情報の伝達を行う。

③ 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

④ 自主防災組織を通じての連絡

主として地域内の情報を伝達する場合に活用する。

⑤ 広報車、有線放送等の活用

特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

3. 情報の収集

新上五島町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線等、町における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 火災の発生状況と延焼拡大状況

(エ) 交通規制等道路交通情報

(オ) ガス、水道、電気等生活関連施設の状況

(カ) 観光客等の状況

(キ) 自衛隊活動状況

(ク) 避難状況

(ケ) 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況

- (コ) 避難所の設置状況
- (サ) 避難生活の状況
- (シ) 災害応急対策実施状況
- (ス) 緊急輸送実施状況
- (セ) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (ソ) 物資の価格、役務の対価動向
- (タ) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (チ) 復旧の見込み等

4. 報告・要請事項の処理

(1) 地震発生直後の情報等の収集、連絡

新上五島町（災害対策本部設置後「災害対策本部」以下同じ。）は、人的被害状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、被害状況等の報告について、町が県に対して報告できない状況にあっては、消防庁に直接報告するものとする。なお、町が県と連絡できるようになった後は原則に戻り県に報告するものとする。

(2) 県に対する報告及び要請

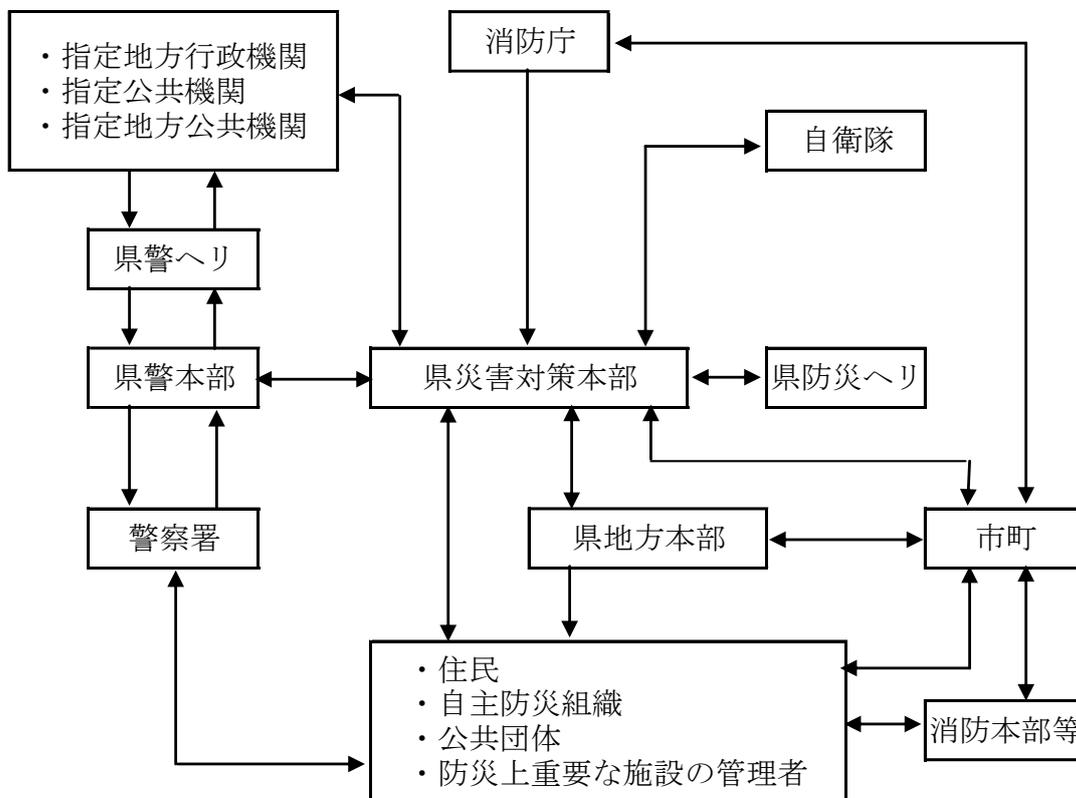
新上五島町災害対策本部は、長崎県災害対策五島地方本部を通じ応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を速やかに長崎県災害対策本部に報告、又は要請するものとする。

県、新上五島町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 町の災害応急対策実施状況

《 総括的な災害情報等系統図 》



第3節 広報活動（総務課）

1. 計画の趣旨

町は、震災時において住民の安全の確保、及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、県、町、関係機関等と情報の公表等において、その内容について相互に連絡を取りあうものとし、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地住民等の適切な判断と行動を助け、また、住民の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であり、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

- (1) 管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。
- (2) 地域住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、震災後の時間の経過とともに適宜内容を変えて実施するものとする。

2. 広報事項

広報事項については、以下のとおりの事項等について行うが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、高齢者、障害者、観光客、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 地震被害に関する状況
- (3) 余震の状況
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 津波に関する状況
- (6) 安否に関する情報
- (7) 町及び防災関係機関の応急措置に関する事項
- (8) 避難の勧告、避難場所の指示
- (9) 電気、ガス、水道等供給の状況
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 火災状況
- (12) 医療、給水実施状況

- (13) 道路、河川等の公共施設被害状況
- (14) 道路、交通等に関する事項
- (15) 一般的な住民生活に関する情報
- (16) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (17) 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

3. 広報の実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行い、災害の状況を考慮して行うものとする。

- (1) 防災行政無線、有線放送等の施設による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙等の掲示・配布、インターネットによる広報
- (5) 避難所への広報班の派遣
- (6) 総合案内所、相談所の開設
- (7) 自主防災組織を通じての連絡

4. 住民からの問い合わせに関する事項

町においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるように総合案内所等を役場本庁及び各支所に設置し、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5. 住民等の情報入手方法

住民等は、各人がそれぞれ以下の手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

- (1) テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等（メール、ウェブを含む）
津波警報、知事・町長の放送要請事項、地震情報等、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線、有線放送、広報車
町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡
町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン
津波警報、火災の発生の通報

第4節 緊急輸送活動（総務課、福祉課、健康保険課）

1. 計画の趣旨

災害応急対策実施にあたり救急、救助、医療、消火活動を迅速に行い、また緊急物資を円滑に供給するため、交通手段、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

2. 緊急輸送対策の基本方針

- (1) 地震発生後、緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備をするものとし、町内において食糧その他の物資に不足が生じた場合には、長崎県災害対策本部と協議し緊急輸送を行う。
- (2) 輸送活動の円滑な実施を確保するために、必要があるときは、次の点に留意し調整を行う。
 - ① 人命の安全
 - ② 被害の拡大防止
 - ③ 災害応急対策の円滑な実施

3. 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者。なお、輸送の安全が確保される場合に限り状況に応じて次の輸送を行う。
 - ① 食料
 - ② 日用品
 - ③ その他緊急に輸送を必要とするもの

4. 輸送体制の確立

次により輸送体制の確立を図る。

- (1) 緊急輸送の方法
 - ① 陸上輸送

緊急輸送道路（災害時における緊急物資の輸送及び緊急避難の輸送確保）として国道384号線、主要地方道、一般県道、一級町道、防災拠点港である有川港と国道384号線とを結ぶ臨港道路・橋梁より行う。
 - ② 海上輸送
 - (ア) 震災対策の拠点港として指定されている有川港の他、町内の漁港・港湾の管理者と調整を行い、輸送のための施設を確保する。
 - (イ) 町は必要に応じ民間船舶及び特定非営利活動法人長崎県水難救済会への協力を求めるとともに、県を通じて海上自衛隊、海上保安部支援を要請する。
 - ③ 航空輸送
 - (ア) 町においては、ヘリコプター離着陸地及び離着陸敵地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。
 - (イ) 県を通じて県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ自衛隊等に対し、航空輸送の出動要請を行う。
- (2) 緊急輸送の確保
 - ① 町が必要とする輸送は、町有車両をもって行う。
 - ② 町は、必要に応じ民間車両、船舶を借り上げる。このため、あらかじめ町と輸送業者、船舶所有者との間で協定を結ぶこととする。
 - ③ 自衛隊へ輸送協力を要請する必要がある場合は、県に対し必要な措置を要請する。

④ 防災関係機関が必要とする輸送は、それぞれが行うことを原則とする。

⑤ 町は、燃料等の確保のため関係業界へ協力を要請する。

(3) その他緊急交通路確保のための措置

町長は、その管理に属する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合などには、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町長は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第5節 自衛隊の支援要請（総務課）

1. 計画の趣旨

大規模な地震災害が発生した場合、人命及び財産の保護に必要な手続きを講ずるための自衛隊に対する応援要請について定める。

2. 自衛隊の支援

(1) 自衛隊の派遣要請

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、県に対し自衛隊の派遣について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要請する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、町長は通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。町長はこの通知をしたときは、速やかに知事に対して通知するものとする。

① 災害の状況及び派遣を必要とする理由

② 派遣を希望とする期間

③ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

(2) 災害派遣部隊の受け入れ

① 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ体制をとる。

- ② 町長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整がとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。
- ③ 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者または適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。
- ④ 町は、派遣された自衛隊の指揮施設及び宿泊施設または、野営施設等必要な設備を準備する。
- ⑤ 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は町において担任する。

第6節 広域応援（総務課）

1. 広域応援要請

(1) 町長は、新上五島町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする経路
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

(2) 指定地方行政機関及び他の市町に対する応援要請

町長は、新上五島町の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定地方行政機関及び市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、指定地方行政機関の長及び他の市町長に応援を求めることができる。

(3) 応援要員の受入れ体制

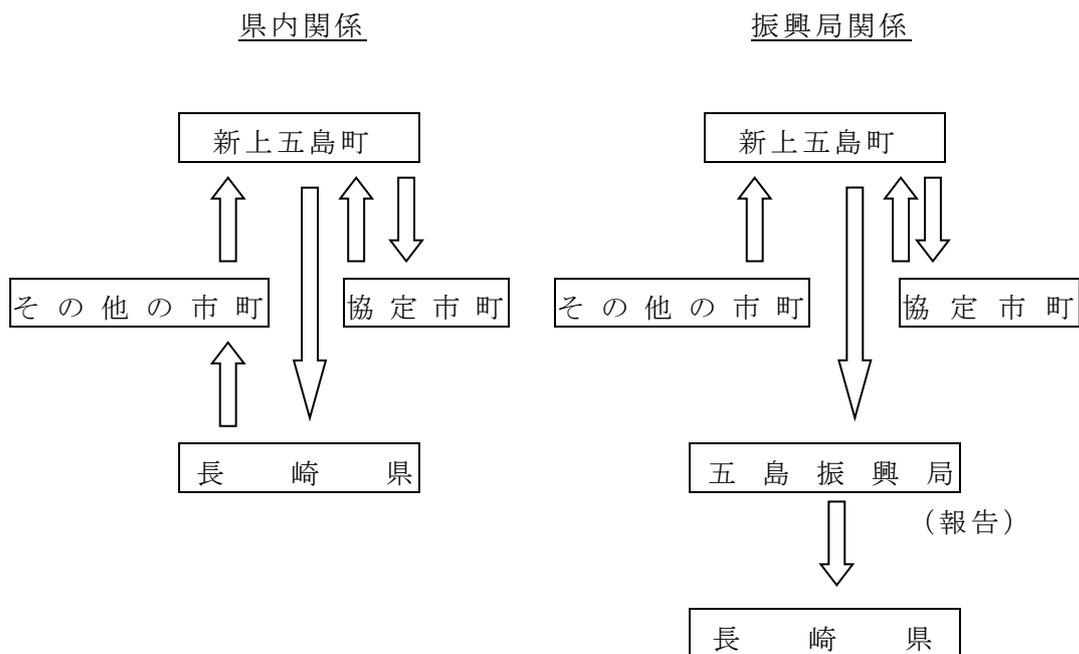
防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が町外から必要な応援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2. 消防の支援

(1) 町は、被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請するものとする。

(2) 応援要請の手続き要領

① 応援要請の手順は次の系統図により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。



② 町が、他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し報告しなければならない。

- (ア) 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災）
- (イ) 火災の状況
- (ウ) 気象関係
- (エ) 今後の判断
- (オ) 応援消防力及び必要機材
- (カ) その他の必要事項

なお、報告要領については、電話、FAX等適宜な方法により実施することができる。

3. 支援計画等の策定

町は、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の地方自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、国の「地方自治体のための災害時支援体制に関するガイドライン」等を参考に、支援体制、支援に関する連絡・要請の手順、支援対象業務の整理、支援機関の活動拠点、支援要請の受入体制等について、支援計画を策定するよう努めるものとする。

また、併せて他の地方公共団体からの支援要請がなされた場合に効果的な支援を行うことができるよう、実施体制、支援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について支援計画を策定するよう努めるものとする。

第7節 災害の拡大防止活動（総務課、建設課、農林課）

1. 計画の趣旨

災害の拡大を防止するため、消防、水防活動及び救出活動について、消防機関等及び自主防災組織並びに町民が実施すべき事項を示す。

2. 消防、水防活動

（1）消防、水防活動の基本方針

- ① 消防機関は、地震に対処するための消防計画及び水防計画の定めるところにより数多くの人命を守ることを最重点にした消防、水防活動を行う。
- ② 町民、自主防災組織及び事業所等は、自ら生命及び財産を守るため出火防止活動及び初期消火活動を実施する。特に危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ③ 地域の住民は、協力して可能な限り消火・水防活動を行い災害の拡大を防止する。

（2）消防機関の活動

① 災害発生状況等の把握

消防機関は、管内の消防、水防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び新上五島警察署と相互に連絡を行う。

（ア） 火災、津波の発生状況

- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防、水防活動上重要な道路障害の状況
- (エ) 緊急救助事象の状況
- (オ) その他消防、水防活動上参考となる状況

② 消防活動の留意事項

消防機関は、地震が発生したときの火災の特殊性を考慮の上、次の事項に留意し消防活動を実施する。

- (ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
 - (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難活動を直ちに実施し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
 - (ウ) 危険物の流出等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
 - (エ) 救急活動の拠点となる避難地、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
 - (オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所の活動

① 火災予防措置

- (ア) 火気、LPガス、石油類については、遮断を確認する。
 - (イ) 地震がおさまった後、直ちにガス、石油類の流失等異常発生の有無を点検し必要な措置をとる。

② 火災が発生した場合、次の措置を講ずるとともに消防機関に通報する。

- (ア) 自衛消防隊（班）による初期消火
 - (イ) 必要に応じ、従業員等の避難誘導を行う。
 - (ウ) 初期消火ができなかった場合においては、できる限りの延焼防止活動を行う。

(4) 町民の活動

- ① 各家庭における使用中の火気を直ちに遮断し、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互の呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- ② 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して、初期の消火活動に努める。

- ③ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

3. 人命の救出活動

(1) 町の活動

- ① 町長は、職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、負傷者等を必要に応じ救護所等に収容する。
- ② 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (ウ) 応援を必要とする場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

(2) 事業所等の活動

事業所の防災組織等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救出活動用資材を活用し、組織的救出活動に努める。
- ③ 自主救出活動が困難な場合は、町災害対策本部、消防署及び警察署に連絡し、早期救出を図る。
- ④ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関及び警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

4. 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地における住民や消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。

(2) 町の救急活動

町は、医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の負傷者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、県及び近隣市町に対し、

応援出動を要請する。

5. 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 町は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 町民は、自らの生命及び財産を守るために、被災建築物等の安全を確認する。

6. 二次災害の防止

- (1) 町は、余震又は降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずることとする。
- (2) 町は二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (3) 町は、余震等による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

第8節 避難活動（総務課、福祉課）

1. 計画の趣旨

地震・津波が発生したときは、町民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難対策の基本となる事項を示す。

2. 避難の勧告、指示

- (1) 避難のための勧告及び指示

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、その地域の住民に対し、可能な限り避難の勧告をする。また、危険性の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、

避難の指示をする。

なお、勧告、指示の判断基準及び住民への伝達手段等については、「新上五島町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

3. 警戒区域の設定

(1) 設定基準

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

また、警察官に対し、警戒区域の設定について協力を要請する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ① 町長は、警戒区域を設定したときは、警戒区域内からの退去又は立入禁止の措置を講じる。
- ② 町長は、警察官及び関係者の協力を得て住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

4. 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

- (1) 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所へ自主的に避難するものとする。
- (2) 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、地区組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難するものとする。
- (3) 避難した住民等は、当該避難地に危険が迫ったときは、地区組織等の単位ごとに町職員(消防機関を含む)、又は警察官の誘導のもとに安全な避難経路を経て、二次的な避難地へ避難するものとする。

5. 避難行動要支援者の避難

災害時に情報の入手や、自力での避難が困難な避難行動要支援者の避難については、「新上五島町避難行動要支援者避難支援プラン」によるものとする。

6. 避難路の確保

町は、職員の派遣及び警察官、地区組織等の協力による避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑を図る。

7. 収容者

- (1) 避難命令が発せられた場合、または緊急避難の必要に迫られ、住居を立ち退き避難した者。
- (2) 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、日常の居住の場を失った者。

8. 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

- ① 町は、避難が行われるときは直ちに指定緊急避難場所を開設するとともに避難場所等をすみやかに被災者に周知する。また、必要により公営住宅、公的宿泊施設等を確保する。
- ② 町は、被災者が指定緊急避難場所以外の施設等に避難した場合は、指定緊急避難場所へ誘導するとともに、必要に応じて当該施設を緊急避難場所として指定する。
- ③ 町が指定緊急避難場所及び避難所を開設したとき、速やかに県災害対策五島地方本部に連絡するとともに、災害の規模等により必要があるときは、野外収容施設の設置を県災害対策五島地方本部に依頼する。

(2) 避難所の運営

- ① 町は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握する。
- ② 町は、それぞれの避難所ごとに避難所責任者を決めるとともに、災害対策本部に避難所の現状、ニーズや課題を一元的に把握し、迅速に必要な対応ができる本部機能を設ける。

また、避難所責任者は、本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の支給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。

- ③ 町は、避難所で必要となる資機材を迅速に調達できるよう、一定の枠内で避難所責任者の判断により資機材を購入できるように配慮する。

- ④ 町は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整を行う。
- ⑤ 避難所の運営は、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。
運営の方針決定に女性の参画を促進し、男女両性のニーズを的確に反映した運営を行う。
- ⑥ 町は、自主防災組織、自治組織や施設管理者等の協力を得た避難所の開設・運営に係る準備組織の組成等、災害発生時に迅速・円滑に避難所の開設ができる体制をあらかじめ整備するよう努める。
- ⑦ 町は、避難所の円滑な開設・運営のための避難所運営マニュアルの策定に努める。

(3) 避難所における生活環境の確保

町は、「避難場所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(H25.8月内閣府策定)に基づき、避難所における生活環境の確保に努めるものとする。

災害発生後一定の時間が経過し、避難所が生活の場としての性格が強くなる段階では、町は、以下のような点に配慮して避難所における生活環境を確保する。

- ① テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- ② 暑さ・寒さ対策、空気の汚染対策、一定の居室・就寝スペースの確保、プライバシーの確保等に配慮した設計・運営を行う。
- ③ 睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等については男女別の配慮を行い、安全性、利便性の確保を図るとともに、乳幼児の授乳スペース、女性専用の物干し場等、女性や子育てに配慮した避難所の設計や運営を行うとともに、避難所内での防犯に努める。
- ④ 避難の長期化に際しては、仮設風呂・シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の設置、健康・栄養状態に配慮した食事内容や季節に応じた衣類等のニーズの変化への対応等について配慮するよう努める。
- ⑤ 在宅、車中泊避難等避難所以外の場所への避難者にも食料・物資等の提供、情報の提供、移送等必要な支援が受けられるように必要な措置を講じる。
- ⑥ 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

(4) 避難生活

避難所における避難生活は、相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。

(5) 福祉避難所の指定等

町は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。なお、福祉避難所の指定、開設については「福祉避難所設置・運営マニュアル」によるものとする。

9. 観光客対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し、避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も付近に避難中の観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

町は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう、啓発、指導を行う。

避難後は、帰宅又は離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等に対しては、町は、観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の避難所等への誘導、宿泊場所の斡旋等の支援を行うよう努める。

10. その他

災害救助法に基づく町の実施事項は、一般計画編に準ずる。

第9節 社会秩序を維持する活動（総務課）

1. 計画の趣旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、町の実施する対策の概要を示す。

2. 住民に対する呼びかけ

町長は、流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき処置等について、呼びかけを実施する。

3. 県に対する要請

町長は、社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第10節 地域への救援活動（総務課、福祉課、水道課、住民生活課）

1. 計画の趣旨

日常生活に支障をきたした被災者に対して行う食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給、廃棄物の処理について実施する対策を示す。

2. 食料及び日用品の確保

(1) 緊急物資の調達計画量

別に定める各品目ごとの推定調達必要量をもって、それぞれの調達計画量とする。

(2) 緊急物資の調達・配分

① 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。また町長は、必要に応じ次の事項を示して、県に調達斡旋を要請する。

(ア) 調達斡旋を必要とする理由

(イ) 必要な緊急物資の品目及び数量

(ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡先及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

② 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに地区組織（または被災住民）の協力を求め、公平の維持に努める。

③ 町は、食品の必要供給量を避難所責任者から情報等により把握し、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等による炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

- ④ 町は、食物アレルギー症状保有者、慢性疾患患者等の有無を確認し、必要に応じてそれらに対応した食品の確保を図る。
- ⑤ 町は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の提供のための体制を緊急整備する。

(3) 町民

- ① 緊急物資は、家庭の備蓄並びに町民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
- ② 地区組織は、町が行う緊急物資の配分に協力する。
- ③ 地区組織は、必要により炊き出しを行う。

3. 給水活動

(1) 町の給水活動

- ① 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め給水車等により応急給水を行う。
- ② 町長は、町域内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達または斡旋を要請する。
 - (ア) 給水を必要とする人員
 - (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (ウ) 給水する場所
 - (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - (オ) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数
- ③ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- ④ 必要に応じ仮設共用栓を設置し、最低の生活に必要な水の供給に努める。
(地震発生後7日以内に仮設共用栓を設置し、最低の生活に必要な水の供給に努める。その場合の供給量は1人1日3リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。)

(3) 町民

- ① 地震発生直後においては、自己の貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。
- ② 地域内の井戸、湧水等を活用し飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

- ③ 町の実施する応急給水について協力し、飲料水の運搬配分を行う。

4. 燃料の確保

- (1) 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の支給又は斡旋を行う。
- (2) 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。
 - ① 必要なプロパンガスの量
 - ② 必要な器具の種類及び個数
- (3) 町民及び地区組織は、地区内のプロパンガス販売業者等の協力を得て、使用可能なプロパンガス及び器具等を確保するものとする。

5. 廃棄物、し尿、ごみ等の処理

- (1) 廃棄物処理に係る防災体制の整備
 - ① 一般廃棄物処理施設の耐震化等
 - (ア) 町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
 - (イ) 町は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、施設の運転に必要な水道水を供給している配管等の被災時における早急な復旧体制の整備に努める。
 - ② 災害時応急体制の整備

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

 - (ア) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (イ) 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
 - (ウ) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動ができる体制を整備すること。
 - (エ) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。
 - (オ) PCBやアスベスト等の有害廃棄物については、あらかじめ使用状況

の実態や保管等の状況を把握すること。

(2) 廃棄物の処理

① 災害による廃棄物の処理

(ア) 町は、新上五島町地域防災計画書（一般計画編）に基づき、「新上五島町震災廃棄物処理対策マニュアル」を参考として、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。有害廃棄物については、他の災害廃棄物と分別して保管し、適正に処理を行う。

(イ) 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

(ウ) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(3) し尿及びごみ処理

① 仮設便所等のし尿処理

(ア) 町は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。
なお、仮設便所の設置にあたっては、障害者への配慮を行う。

(イ) 町は、水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

② 生活ごみの処理

町は、災害発生後の道路交通状況などを勘案し、遅くとも災害発生数日後には開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

③ がれきの処理

(ア) 町は、危険な物、通行上の支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(イ) がれきの仮置き場については、火災発生の防止、作業時の安全確保等適正に管理する。

(ウ) 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎、分別を徹底し、木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法

律第137号)等の規定に従い、適切な処理を進める。

(エ) がれきの処理・処分を町が行うことが困難な場合は、町の要請により
県が処理・処分を行う。

(4) 活動内容については、新上五島町震災廃棄物処理対策マニュアルの定める
ところによる。

第11節 医療救急活動（健康保険課、水道課、住民生活課）

1. 計画の趣旨

医療救護を行うため救護所を設置し、また、指定した救護病院に中等症患者及び
重症患者の処置並びに収容を行う。

2. 町の医療救護活動

医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 地震発生直後、直ちに各救護施設の被災状況を調査し、被害に応じた対策を講
じ、医療救護体制を確立する。
- (2) 負傷者を必要に応じて、最寄りの救護施設に搬送する。
- (3) 負傷者の収容にあたっては、救護施設が効果的に機能するよう収容状況等の把
握に努め必要な調整を行う。
- (4) 町は、必要に応じて被災地域医師会、地域災害医療センター又は県に救護班の
派遣について要請する。

3. 救護所及び救護病院の設置と役割

(1) 救護所

- ① 町は、地震による災害が発生したときは、あらかじめ定めた場所に救護所を
設置する。
- ② 救護所は次の活動を行う。
 - (ア) 重症患者の応急手当及び中等症患者の処置
 - (イ) 必要に応じて救護病院への収容指示（治療の優先順位による患者の振り
分け）

- (ウ) 死体の処理（死体の識別等のための処置、検案）
 - (エ) 医療救護活動の記録及び新上五島町防災対策本部への措置状況報告
- (2) 救護病院
- ① 町は、地震による災害が発生したときは、救護病院で医療救護活動を行う。
 - ② 救護病院は次の活動を行う。
 - (ア) 重症患者の応急手当及び中等症患者の処置
 - (イ) 助産
 - (ウ) 死体の処理（死体の識別等のための処置、検案）
 - (エ) 医療救護活動の記録及び新上五島町災害対策本部への措置状況等の報告

4. 保健師・管理栄養士等による健康管理

- (1) 町は、上五島保健所と協力して次により被災者の健康管理を行う。
- ① 保健師・管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を実施し、被災者の健康管理を行う。
 - ② 被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。
 - ③ 特に、避難の長期化に伴う避難者の健康状態の悪化、インフルエンザ等の流行、ストレス障害が生じないように配慮して、避難所への避難者及び住宅や車中泊避難等避難所以外への場所への避難者に対してエコノミークラス症候群対策などの健康管理及びメンタルヘルスケアを実施する。

5. 医療施設への電気・ガス・水道の確保

- (1) 被災地域内の医療機関は、建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ電気・ガス・水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。
- (2) 町は医療施設の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようライフライン事業者へ要請する。
- (3) 町はライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

6. 防疫活動

- (1) 町は、防疫計画に基づき災害防疫活動を実施する。
- ① 町長の指示により必要な防疫活動を行う。
 - ② 浸水地域については、被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
 - ③ 防疫薬品が不足したときは、県に対し調達を要請する。
 - ④ 町長は、感染症者及び保菌者の早期発見に努め、検病調査等必要な措置を行う。また、感染症が発見されたときは、必要な防疫指導を行う。
 - ⑤ 町は、避難所の簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努める。
- (2) 地区組織及び町民は、飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

第 1 2 節 死体の搜索及び処理（健康保険課、住民生活課、水道課）

1. 死体の搜索及び処理

- (1) 町は、警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の搜索を行う。
- (2) 町は、死体の氏名等の識別検索を行ったのち、親族等に引き渡す。相当期間引受人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 町長は、死体の検索、処理、埋葬について町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
- ① 搜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
 - ② 搜索地域
 - ③ 埋葬施設の使用可否
 - ④ 必要な輸送車両の数
 - ⑤ 死体処理に必要な器材、資材の品目別数量

第 1 3 節 応急仮設住宅の確保（建設課）

1. 計画の趣旨

被災者のうち、自らの資力では住家を確保することが困難な者に対し、応急仮設

住宅を建設するとともに、住家の半壊、半焼家屋に対する応急修理を指導し、住家の安定を図る。

なお、応急仮設住宅建設については、災害救助法適用の際は、知事が行うのが原則であるが、委託を受けたときは町長が行う。

2. 応急仮設住宅の設置

- (1) 町は、応急仮設住宅の設置を県から委託された場合は、建築業関係団体等の協力を得て建設する。
- (2) 応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地のうちから災害の状況に応じて選定する。

3. 応急仮設住宅の入居者の選定

町は、応急仮設住宅を大量に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。この場合において入居者決定にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者の実態に応じた配慮を行う。

なお、町は、入居事務について必要に応じて県に要請する。仮設住宅は町が管理する。

4. 住宅の応急修理

住宅の応急修理を県から委任された場合は、建築業関係団体等の協力を得て応急修理を行う。また、応急修理の対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

5. 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋又は調達を要請する。

- (1) 応急仮設住宅の建設
 - ① 被害戸数（全焼、全壊、流失）
 - ② 設置を必要とする住宅の戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(2) 住宅応急修理の場合

- ① 被害戸数（半焼、半壊）
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(3) 町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

(4) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ① 除去を必要とする住宅戸数（半壊、床上浸水別）
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無

6. 建築相談窓口の設置

町役場等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。

町長は、この事務について町職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

第14節 福祉に対する対策（福祉課）

1. 町の体制

地震災害の発生に際しては、膨大な種類と量の業務が発生することから、町においては、災害の規模及び行政機能状態等を勘案し、以下の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により新たに発生する食事・物資の配分業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者、高齢者、乳幼児等に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう業務処理体制の確保に努めるものとする。
- (2) 近隣市町村民生部局と災害援助協定を締結している場合にあつては、速やかに応援を要請するものとする。
- (3) 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他県の市町村民生部局職員の応援を要請するものとする。
- (4) 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずるものとする。

2. 要配慮者に係る対策

(1) 地震災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていくことが重要であることに鑑み、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

- ① 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- ② 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとるものとする。
 - (ア) 避難所へ移動すること。

- (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行うこと。
- ③ 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目からすべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始するものとする。

3. 社会福祉施設等に係る対策

町は、以下の点に重点をおいて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含め、マンパワーを確保すること。
- (4) 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設の斡旋等の支援を行うこと。

4. 障害者及び高齢者に係る対策

- (1) 町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者及び高齢者に係る対策を実施するものとする。
 - ① 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
 - ② 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行うこと。
 - ③ 避難場所において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備すること。
 - ④ 被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
 - ⑤ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物

資の確保を図ること。

⑥ 補助や介護を要し一般の避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等を受け入れることができる施設や体制を整え、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。

⑦ 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資等の提供に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(2) 町は、前項に掲げる措置に関し、県・隣接市町村へ協力要請、関係団体等の調整を行う。

5. 児童に係る対策

(1) 町は、次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童及び保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」）の発見、把握及び援護を行う。

① 避難所の責任者を通じ、要保護児童の実態を把握し、町に対し通報がなされる措置を講ずること。

② 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、要保護児童を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。

③ 町は、要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

④ 要保護児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。また、父母のない児童については、母子寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど、社会生活を営む上で経済的支援を行うこと。

(2) 町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第15節 応急教育活動（教育委員会）

1. 計画の趣旨

小・中学校（以下、この節において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設設備が被害を受け、正常な教育活動を行うことが困難な場合に、可能な限り応急教育を実施するための対策の概要を示す。

2. 応急教育計画の作成

学校長は、町教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

- (1) 児童、生徒、教職員及び学校の施設・設備の被害状況を把握する。
- (2) 応急教育の計画
 - ① 教職員を動員し、町と協議のうえ、施設設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは地域住民の協力を求める。
 - ② 速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
 - ③ 校舎の収容可能状態を勘案し、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。
 - ④ その他、児童生徒の登下校時の安全確保等に留意する。
- (3) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項
 - ① 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対しその利用について必要な指示をする。
 - ② 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の安全に努める。
 - ③ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法等、応急教育活動と避難活動の調整について、あらかじめ町と必要な協議を行う。

この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。
 - ④ 学校が避難所となった場合における教職員の協力体制の整備に努める。
- (4) 災害救助法に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般計画編に準じる。

第 1 6 節 要配慮者に対する援助（福祉課）

1. 計画の趣旨

被災者のうち援護を必要とする住民に対して、生活の援助、その他の資金の貸付等の援助を行い、要配慮者の保護を図る。

2. 基本方針

- (1) 社会福祉の援護対策を実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 臨時生活相談所を速やかに開設し、援護措置を必要とする緊急度の高い対象者から順次措置を講ずる。
- (3) 援護措置の実施が困難な場合、知事に対し応援要請をする。

3. 実施事項

- (1) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
- (2) 被災世帯の児童に対する臨時保育所の開設
- (3) 災害弔慰金の支給及び災害援助資金の貸付け。
- (4) 被災者に対する生活相談及び義援金品の募集、配分等については、関係機関の協力を得て実施する。

第 1 7 節 町有施設設備及び防災関係機関の対策

（総務課、建設課、農林課、水産課、水道課）

1. 計画の趣旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上、重要な町有施設設備等の速やかな機能回復を図るため発災後直ちに専門技術を持つ人材を活用して、それぞれの施設設備の緊急点検及び措置並びに防災関係機関の講ずる災害応急対策の概要を示す。

2. 無線通信施設等

防災行政無線、有線放送施設等に障害を生じた場合、速やかに応急措置を講じ、通信の確保を図る。

3. 公共施設

(1) 道路

① 被害の状況に応じて、概ね次の仮設工事により応急の交通確保を図る。

(ア) 排土作業又は盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設置

② 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

③ その他

上下水道、電気ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。なお、緊急時においてそのいとまがないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

(2) 水道

① 災害の発生状況に応じ、送水を停止する等、必要な措置を講ずる。

② 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

③ 配管の仮設、拠点給水等、飲料水、生活水確保のための応急給水を速やかに行う。

(3) 河川及び海岸保全施設

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

(4) 漁港施設

① 背後地に対する防護

防潮堤の破堤又は決壊のおそれのある場合には補強工作を行い、破堤又は決壊した場合には潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。

② 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そく、使用不能となった場合には、応急措置として浚渫を行う。

③ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

(5) 砂防施設

① 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は仮柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度にとどめる。また、仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は、応急工事として被災水位までの高さに堤防、護岸を施工する。

② 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう仮柵その他の工法を施工する。

(6) 庁舎

施設及び設備を点検し、災害対策の拠点としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

(7) その他の施設

その他の施設設備についても、その施設の特異性を考慮し応急措置を講ずる。

4. 防災関係機関

防災関係機関は、新上五島町災害対策本部と連携を密にし、それぞれ定めた災害応急計画に基づいて災害応急対策を実施するものとする。

第18節 自発的支援の受け入れ（福祉課）

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、町においては適切に対応をする。

1. 災害ボランティアに係る対策

(1) 町災害ボランティアセンターの設置・運営

① 町社会福祉協議会は、被災状況を確認のうえ、必要に応じて、災害時のボランティア活動の拠点として、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、町災害ボランティアセンターを設置・運営する。

② 情報の収集・提供

被災状況や関係機関・団体の活動状況など、災害ボランティアに関する情報収集と発信を行う。

- ③ ボランティア活動に必要な資機材や物品の調達
- ④ 県、市町、その他の行政機関との連絡調整等

(2) 災害ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「新上五島町災害ボランティアセンター設置要綱」及び「新上五島町災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づくものとする。

- ① 災害発生後、各地からの災害ボランティアの問い合わせに対しては、受付窓口となる災害ボランティア支援組織に回付するとともに、当該災害支援組織と連絡調整を行なうための役場内の災害ボランティアに関する総合窓口である福祉課へ連絡する。
- ② 福祉課は、災害ボランティア活動の円滑かつ効果的に実施されるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等を、町災害ボランティアセンター等の災害ボランティア支援組織に行う。

また、当該支援組織に対して、災害ボランティア活動に必要な資機材や物品の調達、災害ボランティア活動拠点となる施設の提供・斡旋など災害ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

(3) 災害ボランティアの活動内容

災害時に行う主な災害ボランティアの活動内容は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ 出火防止・消火活動 | ○ 安否確認（要配慮者等） |
| ○ 避難誘導 | ○ 情報の収集・提供 |
| ○ 行政機関との連絡調整等 | ○ 炊き出し |
| ○ 物資運搬 | ○ 救援物資の集配 |
| ○ 募金活動 | ○ 土砂、瓦礫等の片付け・清掃 |

第4章 地震災害復旧計画

第1節 被災者の生活保護（総務課、税務課、福祉課）

1. 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の納付期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておくものとする。

2. その他

- (1) 各種届出の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。
- (2) 災害による特例措置の実施等について、チラシの配布やポスターの掲示を行うなど被保険者、年金受給者等への周知を図るものとする。
- (3) 災害により混乱している被保険者、年金受給者等に安心を与えるため、社会保険業務における災害復旧対策に関する周知、適切な手続き等を行うことができるよう、必要に応じて、社会保険に関する総合的な相談窓口を設置するものとする。

第2節 義援金の募集、配分（福祉課）

1. 義援金の募集、配分

町は、義援金について、義援金募集配分計画を作成しておくものとする。

2. 義援物資の受け入れ

- (1) 町は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を示し、県に要請するものとする。また、需給状況を勘案し、リストを逐次改定するように努めるものとする。
- (2) 町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

第3節 被災者の生活再建等の支援（福祉課、総務課）

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付制度に関して被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2. 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3. 被災建築物の調査についての被災者への明確な説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、柔化被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有することを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。